

## 平成 25 年 2 月 12 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 2 月 12 日（火）開会：午後 3 時 閉会：午後 4 時 54 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）

副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）

委員 今村岳司（蒼士会）

大石伸雄（政新会）

西田いさお（むの会）

野口あけみ（日本共産党西宮市議員団）

山田ますと（公明党議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、中川経夫議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

4 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三

次 長 北林哲二

庶務課長 原田順子

議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務調査費について

政務調査費について協議しました。

前回の委員会（1月25日開催）に引き続き、政務活動費運用の手引きについて、協議を行いました。その結果、改選時の取扱いについての表記を改選時一般についての表記に改めるなど一部必要な修正を行うこととして、全委員がこれを了承されました。

次に地方自治法の改正に伴う関係条例の改正について、事務局から説明がありました。今後、改正条例については、点検を行った上で、必要があれば修正を行い、議会運営委員会を経て、本会議に提案されること、規則及び要綱についても、既に本委員会で了解を得ていることから議会運営委員会で確認し、所要の手続きを経た上で条例の施行とともに施行することが確認されました。

本件については、今回で議了しました。

( 2 ) 議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

これまでの協議結果に基づき、「議員の章」について協議を行い、以下の小理念( 条文 ) について仮決定されました。

議員は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定、その他、統一された機関としての議会の規律に従う。

議員は、その役割を全うするため、自らの資質向上に努めなくてはならない。

議員は、住民の信託に値しない行為、又は、議会全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

なお、特に「住民の信託に値しない行為」という文言について、今後検討するということが確認されています。

次回の委員会で引き続き、協議を行うこととされました。

( 3 ) 視察残額の使途について

常任委員会管外視察旅費の残額の使途について、協議しました。

平成 26 年度以降の視察旅費の残額の使い方について、各委員の考え及び現時点での意見を表明してもらいました。協議を行った結果、常任委員会管外視察旅費の残額については、当面現段階で確認されているものと同じ取扱いとすることで合意されました。また一般職員の旅費規程に準拠する現行の取扱いを改め、実費とすることについては、事務局から現段階では旅費条例を改正しない限り、現行の手続のまま実費精算を行うことは出来ない旨の見解が示されたこともあり、今後、本委員会で議員の旅費規程については別途協議を行う場を設けることになりました。なお、視察に関連するホームページの掲載範囲について、広報委員会に報告することになりました。

本件については、今回で議了しました。

( 4 ) その他

(1) 災害時情報伝達訓練の結果について

1 月 27 日に実施される津波避難訓練に合わせて実施された西宮市議会災害時情報伝達訓練の結果について、事務局から説明を受けました。また議長から、一定の成果はあったが、連絡手段・参集の仕方について研究していきたい旨の講評をいただきました。今後、議会運営委員会の動きを受けて、本委員会としての対応を考えることになりました。

(2) 西宮市議会委員会条例改正案について

事務局から西宮市議会委員会条例の改正案について説明がありました。全委員が条例案を了承したことから、今後、議会運営委員会( 2 月 14 日開催予定 ) での確認を経た上で、3 月定例会初日( 2 月 22 日開催予定 ) にて提案・議決することになりました。

次回以降の委員会の日程

平成 25 年 2 月 25 日( 月 ) 午前 9 時 30 分 ~ 正午

以 上